

みなと マリアーージュ制度

利用の手引き（第1版）

みなとマリアーージュ制度とは

性的マイノリティの方を対象に、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重するために設けるもので、パートナー関係にある二人が結んだ共同生活に関する契約を、区が確認しカードを交付する制度です。

目次

1. 制度の概要	1
2. 利用できる方	2
3. 手続～契約書の作成～	3
4. 手続～みなとマリアーージュカードの交付～	5
5. 通称名の使用について	6
6. 再交付について	6
7. カードの返還について	7
8. 二人だけで契約書を作成する	7
9. Q&A	8
10. 都内の公証役場一覧	11

令和2(2020)年3月



港区

1. 制度の概要



パートナー関係にある性的マイノリティの二人

いずれかを選択してください

区の標準様式(パートナー契約証書私製用)を参考に準備します。

区の標準様式(パートナー契約証書私製用)を使用して作成します。

公証役場

契約書(公正証書)を作成してもらいます。

契約書(私製)を私文書認証してもらいます。

港区役所

- ① 来庁日を事前に日程調整します。
- ② 二人で来庁し、関係書類を提出し、みなとマリアージュカードの交付を申し込みます。

区が要件、書類を確認します。

- ③ 後日、みなとマリアージュカードの交付を受けます。

2 利用できる方

「みなとマリージュ制度」を利用できる方は、性的マイノリティのパートナーの二人で、次の要件を全て満たしている方です。

(1) 下記①～③のいずれかに該当すること。

①双方が区内に住所を有すること。

②二人のうちいずれか一方が区内に住所を有すること。

③二人が1か月以内に区内へ転入を予定していること。

(2) 民法第4条に定める成年に達していること。

(3) 双方に配偶者（内縁の配偶者を含む。）がないこと。

(4) 双方以外の人と制度（他の自治体が行うパートナーシップ制度を含む。）を利用していないこと。

3 手続 ～契約書の作成～

「みなとマリアーージュ制度」を利用される場合、お二人が公証役場で契約書（公正証書）を作成してもらうか、または、契約書（私製）の私文書認証を受けるかのいずれかをして、区にみなとマリアーージュカード交付の申込みを行ってください。

● 契約書作成の流れ

(1) 契約書様式の準備

みなとマリアーージュ制度で用いる契約書については、区で標準様式を用意しています。標準様式は、以下のとおり公表・配布しています。

標準様式は無料です。（ホームページに掲載した標準様式を出力するために必要な費用（通信料等）は、各自でご負担ください。）

《標準様式の配布場所等》

○港区役所 総務部人権・男女平等参画担当

港区芝公園1-5-25 港区役所4階（窓口番号402）

電話 03-3578-2111（代表）

FAX 03-3578-2976

※配布時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

○港区立男女平等参画センター（リーブラ）

港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦2階

電話 03-3456-4149

FAX 03-3456-1254

※配布時間：午前9時～午後9時30分（年末年始及び臨時休館日を除く。）

○港区ホームページ（PDF及びワード形式）

<https://www.city.minato.jp/> で検索

(2) 契約書の作成

①公正証書とする場合

区が用意する標準様式（パートナー契約証書私製用）を参考に、区が定める必須事項を盛り込んだ契約書を準備し、お近くの公証役場で契約公正証書を作成してもらいます。

契約公正証書の作成に当たっては、公証役場が定める手数料がかかります。条項の分量等によって金額が異なりますので、公証役場に確認してください。

②私文書認証とする場合

区が用意する標準様式（パートナー契約証書私製用）を参考に、区が定めた必須事項を盛り込んだ契約書を作成し、お近くの公証役場で私文書認証してもらいます。

お二人それぞれで認証された契約書を持ちたい場合は、同じ契約書2通とそのコピー1通（公証役場保存用）が必要です。

私文書認証に当たっては、公証役場が定める手数料がかかります。条項の分量等によって金額が異なりますので、公証役場に確認してください。

公証役場では、①及び②のいずれの場合も、本人確認のための身分証が必要です。顔写真付きの公的身分証、印鑑登録証明書（実印も）など、必要な書類についても公証役場に確認してください。

婚姻していないことを確認するため、戸籍謄本も必要です。

《① 及び②の契約書に明記することが必要な項目（必須項目）》

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 相互の関係の確認及び誓約 | ② 婚姻等の禁止 |
| ③ 同居、協力及び扶助の義務 | ④ 日常家事債務に関する責任 |
| ⑤ 療養看護に関する委任等 | ⑥ 当事者間における財産の帰属 |
| ⑦ 判断能力低下時の療養看護 | ⑧ 死後事務の委任等 |
| ⑨ 死亡による契約の終了 | ⑩ 合意による契約解除 |
| ⑪ 合意によらない契約解除 | ⑫ 契約解消時の財産分与 |

4 手続 ～みなとマリアージュカードの交付～

公証役場での手続が済みましたら、区役所に来庁し「みなとマリアージュカード」の申込みを行ってください。区は、契約内容と必要書類を確認し、後日、「みなとマリアージュカード」を交付します。

(1) 事前予約

来庁日時について、港区（総務課人権・男女平等参画係）に電話で御連絡ください。

《連絡先》 港区役所 総務部総務課 人権・男女平等参画係
電話：03-3578-2111（代表）内線2025～2027、2014
※平日の午前8時30分～午後5時15分をお願いします。

(2) 申込み当日

- ①予約した日時に、申込者お二人で指定の場所にお越しください。
以下の書類を持参してください。

《必要書類》

- ✓ 契約書（公正証書または私文書認証を受けたもの）
公証人が作成（認証）した契約書正本（原本）を持参してください。
- ✓ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）のいずれか
外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書又は相当する書類（日本語訳を付したもの）
3か月以内に発行された書類を持参してください。
- ✓ 住民票の写し（個人）
3か月以内に発行された書類を持参してください。
転入予定の方は、1か月以内に港区の住民票を提出してください。
- ✓ 本人確認書類
個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証等の場合は1点提示してください。
保険証（国民健康保険、介護保険等）、年金手帳、年金証書等の顔写真のないもの場合は、2点提示してください。

交付まで5日程度かかります。



- ②みなとマリアージュカード交付申込書等に必要事項を記入します。
- ③みなとマリアージュカードの交付日時を決めます。
※提出書類について職員が確認します（5日間程度）。

(3) みなとマリアージュカードの交付

交付日時に申込者本人が来庁してください。お二人のうち、どちらかお一人の来庁でも構いません。

本人確認書類を提示していただき、みなとマリアージュカードを1人に1枚ずつ交付します。一部の提出書類はお返しします。

港区への転入を予定している方には、「転入予定」であることを記したみなとマリアージュカードを交付します。申込日から1か月以内に住民票の写しを提出してください。確認の後、改めてみなとマリアージュカードを交付します。（先に交付したカードは返還してください。）

5 通称名の使用について

日常生活で通称名を使用されている方には、通称名を記したみなとマリアージュカードを交付することができます。

この場合、みなとマリアージュカードの裏面に、戸籍上の氏名を記します。

6 再交付について

みなとマリアージュカードを紛失、毀損等したときは、再交付することができます。来庁日時を予約いただいてからお越しください。その際には、本人確認書類をご持参ください。

7 カードの返還について

パートナー契約を解消した場合、双方が港区から転出した場合、一方又は双方が婚姻をした場合等に該当したときは、返還届とともに、みなとマリアージュカードを返還してください。

8 二人だけで契約書を作成する

二人の性的指向、性自認を第三者（公証役場や区役所）に明示することなく、区が用意した契約書の標準様式を用いて二人だけで契約を結ぶことができます。（みなとマリアージュカードは、交付されません。）

● 契約書作成の流れ

(1) 契約書の様式の準備

区で標準様式（パートナー契約証書私製用）を用意しています。（3ページ参照）

(2) 契約書の作成

標準様式（パートナー契約証書私製用）の記載例を参考に、お二人で契約書を作成してください。契約書は正本として2通を作成し、二人がそれぞれに署名・捺印をした上で1通ずつを保管してください。

この場合、費用はかかりません。

※証人の署名・捺印はなくても有効です。

9 Q&A

Q1 みなとマリアーージュ制度は、結婚とは違うのですか。

A 結婚は、民法に基づく制度で、現行法上は戸籍上の性別が男性と女性の二人の間のみで認められています。みなとマリアーージュ制度は、性的指向・性自認を理由に民法に基づく結婚をすることができない性的マイノリティの二人が、婚姻に類似した共同生活関係に関する契約を交わし、区がそのことを確認し、カードを交付する制度です。

Q2 みなとマリアーージュ制度を利用した場合、住民票や戸籍にこのことが記されるのですか。

A 住民票や戸籍には記載されません。みなとマリアーージュ制度は港区独自の制度であり、住民票や戸籍に影響するものではありません。

Q3 みなとマリアーージュ制度を利用すると、どのようなメリットがあるのですか。

A みなとマリアーージュカードを提示することで、病院での付添い、住宅への入居等、日常生活で直面する困りごとの解消につながったり、理解促進を進めたりすることができます。

みなとマリアーージュ制度登録者は、区が管理する住宅（区営住宅、区立住宅、借上住宅、高齢者集合住宅、ケアハウス、障害者住宅）への入居申込みに当たって必要な同居親族要件や夫婦要件を充たすこととなります。

二人が交わした契約は法的効力があり、当事者間では全国で有効です。

Q4 対象者の「成年」とは何歳以上のことですか。

A 現時点では20歳以上です。民法が改正により、令和4年4月1日からは、18歳以上となります。

Q5 港区に住んでいませんが、みなとマリアーージュ制度を利用することはできますか。

A お二人のうち、どちらかお一人が港区内にお住まいであれば利用できます。また、お二人が1か月以内に港区への転入を予定している場合は利用できます。

Q6 外国籍の者ですが、公用で港区内の大使館に勤務しています。住民票の写しが提出できないのですが、みなとマリアーージュ制度を利用することはできますか。

A 港区に居住していることの証明書類を大使館から発行してもらうことで、住民票の写しに代えることができます。その他の必要書類とともにご持参ください。

Q7 みなとマリアーージュ制度を利用するには、お金がかかりますか。

A 公証役場で契約書（公正証書）を作成したり、契約書（私製）の私文書認証を受けたりする際に、公証役場に手数料を支払う必要があります。また、区役所での住民票の写しなど、必要書類の取得にかかる費用は自己負担です。みなとマリアーージュカードの発行手数料はかかりません。

Q8 どの公証役場でも作成や認証をしてもらえるのですか。

A 公正証書の作成は、港区内の公証役場だけではなく、どの公証役場でも作成や認証ができます。都内の公証役場一覧を 11 ページに掲載しています。

Q9 私文書認証とはどのようなことですか。

A 契約書の署名押印又は記名押印の真正を公証人が確認し、その契約書が作成名義人の意思に基づいて作成されたことを証明することです。
認証方法には、以下の方法がありますが、本制度は、婚姻に匹敵する関係を築くことを目的としていることから、作成名義人2人がア)又はイ)による方法で行ってください。
ア) 認証を受ける方の記載欄を空欄とする書面を持参し、公証人の面前で記載し認証する方法
イ) 既に署名した書面を持参し、これが自分の署名であると述べてもらい認証する方法
ウ) 代理人が、作成者本人が署名した書類と委任状を持参していただき、代理人が、書類の署名が本人のものであると述べて認証する方法

Q10 みなとマリアーージュ制度を利用したいのですが、手続の際にプライバシーは守られますか。

A プライバシー保護の観点から、手続を個室で対応することが可能です。電話予約の際に、個室対応を希望してください。

Q11 代理人による届出や、郵送での届出など、直接区役所に行かずに手続きすることはできますか。

A 本人確認や契約内容について直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続はできません。申込者のお二人でお越しくください。

Q12 戸籍上の氏名と異なる通称名を使って生活していますが、みなとマリアーージュカードに通称名を記載してもらえますか。

A 通称名を記載することができます。詳しくは、6 ページをご覧ください。

Q13 みなとマリアーージュカードは当日交付されるのですか。

A みなとマリアーージュカードの交付は、申込みを受け付けてから5日間程度かかります。詳しくは、6 ページをご覧ください。

Q14 区外に転出する場合、また、どちらか一方が死亡した場合は、みなとマリージュカードを返却する必要がありますか。

A お二人とも転出する場合は、返却してください。どちらかお一人が転出される場合は、返却の必要はありません。また、どちらか一方が死亡した場合は、返却の必要はありません。

Q15 二人の関係を解消することになった場合は、みなとマリージュカードを返却する必要がありますか。

A 契約関係の終了となるため、みなとマリージュカードは返却してください。

Q16 みなとマリージュカード制度を利用したいのですが、「契約」のことがよくわかりません。相談できる場所はありますか。

A 港区男女平等参画センターのリーブラ相談室（心のサポートルーム）で、弁護士による法律相談（無料）を行っています。契約書作成についての相談に対応します。

《リーブラ相談室（心のサポートルーム） 法律相談》

港区立男女平等参画センター(リーブラ):港区芝浦 1-16-1 みなとパーク芝浦 2 階

相談室（専用電話番号）:03-3456-5771

相談対応日：原則として毎月第1木曜日

面談相談：90分程度（1回のみ）

※法律相談の予約・利用については、相談室利用時間内に、上記専用電話へお問い合わせください。

相談室利用時間：[月・水・木・土] 10:00～16:00

[火・金] 10:00～16:00、18:00～21:00

10 都内の公証役場一覧

令和2年2月25日現在

公証役場	郵便番号	所在地	TEL	FAX
霞ヶ関	100-0011	千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル地下1階	03-3502-0745	03-3502-3840
日本橋	103-0026	中央区日本橋兜町1-10 日証館ビル1階	03-3666-3089	03-3666-3573
渋谷	150-0041	渋谷区神南1-21-1 日本生命渋谷ビル8階	03-3464-1717	03-3464-2799
神田	101-0044	千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル3階	03-3256-4758	03-3256-1200
池袋	170-6008	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル8階	03-3971-6411	03-3984-2740
大森	143-0016	大田区大森北1-17-2 大森センタービル2階	03-3763-2763	03-3763-4500
新宿	160-0023	新宿区西新宿7-4-3 升本ビル5階	03-3365-1786	03-3365-3835
文京	112-0003	文京区春日1-16-21 文京シビックセンター8階	03-3812-0438	03-3812-0413
上野	110-0015	台東区東上野1-7-2 富田ビル4階	03-3831-3022	03-3831-3025
浅草	111-0034	台東区雷門2-4-8 あいおいニッセイ同和損保浅草ビル2階	03-3844-0906	03-3845-2523
丸の内	100-0005	千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル2階 235区	03-3211-2645	03-3211-2647
京橋	104-0031	中央区京橋1-1-10 西勤本店ビル6階	03-3271-4677	03-3271-3606
銀座	104-0061	中央区銀座4-4-1 八光ビル5階	03-3561-1051	03-3561-1053
新橋	105-0004	港区新橋1-18-1 航空会館6階	03-3591-4845	03-3591-5590
芝	105-0003	港区西新橋3-19-14 東京建硝ビル5階	03-3434-7986	03-3434-7987
麻布	106-0045	港区麻布十番1-4-5 深尾ビル5階	03-3585-0907	03-3585-0908
目黒	141-0021	品川区上大崎2-17-5 デルダンビル5階	03-3494-8040	03-3494-8041
五反田	141-0022	品川区東五反田5-27-6 第一五反田ビル3階	03-3445-0021	03-3445-1136
世田谷	154-0024	世田谷区三軒茶屋2-15-8 ファッションビル4階	03-3422-6631	03-3487-5925
鎌田	144-0051	大田区西蒲田7-5-13 森ビル2階	03-3738-3329	03-3730-5052
王子	114-0002	北区王子1-14-1 山本屋ビル3階	03-3911-6596	03-3911-6594
赤羽	115-0044	北区赤羽南1-4-8 赤羽南商業ビル6階	03-3902-2339	03-3902-2420
小岩	133-0057	江戸川区西小岩3-31-14 ジブラルタ生命小岩ビル5階	03-3659-3446	03-3671-0486
葛飾	125-0062	葛飾区青戸6-1-1 朝日生命葛飾ビル2階	03-6662-9631	03-6662-9632
錦糸町	130-0022	墨田区江東橋3-9-7 国宝ビル5階	03-3631-8490	03-3635-1540
向島	131-0032	墨田区東向島6-1-3 小島ビル2階	03-3612-5624	03-3612-2890
千住	120-0026	足立区千住旭町40-4 サンライズビル3階・4階	03-3882-1177	03-3882-1178
練馬	176-0012	練馬区豊玉北5-17-12 練馬駅前ビル3階	03-3991-4871	03-3993-3428
中野	164-0001	中野区中野5-65-3 A-01ビル7階	03-5318-2255	03-5318-2266
杉並	167-0032	東京都杉並区天沼3-3-3 澁澤荻窪ビルディング4階	03-3391-7100	03-3391-7103
板橋	173-0004	板橋区板橋2-67-8 板橋中央ビル9階	03-3961-1166	03-3962-2810
麴町	102-0083	千代田区麴町4-4-7 アトム麴町タワー6階	03-3265-6958	03-3265-6959
浜松町	105-0012	港区芝大門1-4-14 芝栄太楼ビル7階	03-3433-1901	03-3435-0075
八重洲	103-0028	中央区八重洲1-7-20 八重洲口会館6階	03-3271-1833	03-3275-3595
大塚	170-0005	豊島区南大塚2-45-9 ヤマナカヤビル4階	03-6913-6208	03-6913-6237
赤坂	107-0052	港区赤坂3-9-1 八洲貿易ビル3階	03-3583-3290	03-3584-4987

公証役場	郵便番号	所在地	TEL	FAX
高田馬場	169-0075	新宿区高田馬場3-3-3 NIAビル5階	03-5332-3309	03-3362-3370
昭と通り	104-0061	中央区銀座4-10-6 銀料ビル2階	03-3545-9045	03-3545-9080
新宿御苑前	160-0022	新宿区新宿2-9-23 SVAX新宿B館3階	03-3226-6690	03-3226-6692
武蔵野	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町2-5-11 松栄ビル4階	0422-22-6606	0422-22-7210
立川	190-0023	立川市柴崎町3-9-21 エルフレア立川ビル2階	042-524-1279	042-522-2402
八王子	192-0082	八王子市東町7-6 エバーズ第12八王子ビル2階	042-631-4246	042-631-4247
町田	194-0021	町田市中町1-5-3	042-722-4695	042-722-5693
府中	183-0023	府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階	042-369-6951	042-362-9075
多摩	206-0033	多摩市落合1-7-12 ライティングビル1階	042-338-8605	042-338-8659